

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

○支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)

※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

○支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円

○支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。

所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。

○支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。

○予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)

※ 平成20年度第二次補正予算案に計上